

CPD ニュースレター第13号



「機構個人会員」から「CPD会員」に変わります (技術者継続教育機構の用語が本年4月1日から変わります)

農業農村工学会継続教育部

1. 「技術者継続教育機構の規程・運用細則」に使われている用語の変更について

昨今話題の公益法人改革について、農業農村工学会でも昨年から検討していますが、その中でいくつかの課題が明らかになってきました。その中の一つとして、農業農村工学会の中に「学会の会員」と「技術者継続教育機構の会員」の2種類の会員が存在しております、早速改正することになりました。

そこで建設系CPD協議会に参加している学会の中で、「学会の会員」以外の者で「継続教育機構」に参加を認めている事例を調査しました。土木学会では、「学会の会員」以外で「継続教育機構（土木学会では「技術推進機構」という）」に参加する者は、「CPD登録メンバー」という表現をしていることが判明しました。

これらを参考に、用語の置き換えを行い、「技術者継続教育機構の規程・運用細則」を改正することにしました。一例を挙げてみると次のようにになります。

「機構個人会員」を「CPD会員」、「特別会員」を「CPD法人会員」など。

このことについて、「運営委員会」、「評価委員会」、「評議委員会」に諮り、昨年12月15日の理事会の承認を得て、本年4月1日から変更します。

これら以外にも「技術者継続教育機構の規程・運用細則」に規定されていない用語についても変更があります。一例を挙げてみるとつぎのようになります。

「機構個人会費」を「CPD個人会費」、「機構特別会員の会費」を「CPD法人会費」など。

今後は、「CPD会員」、「CPD法人会員」の皆様には、耳慣れない用語ですが、一日も早く慣れ親しんで下さるようお願い申し上げます。

2. 利用者サービスのお知らせ

本年も「継続教育記録ノート」の受付の時期になりました。

平成21年度分（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の「継続教育記録ノート」の受付は、平成22年4月1日から開始し、4月30日が締切日となっていますので、期日内に必ず提出して下さい。

① 平成21年度分の「CPDポイント取得証明書」の発行は、昨年と同様当分の間行いません。ただし、「ニュースレター第12号」でもお知らせしたとおり、「農業農村工学会の会員」には、今年の4月から次のサービスを行いますが、この「CPD取得一覧表（暫定版）」の記載内容についての「CPDポイント取得証明書」は、申込の順に4月より発行いたします。

本会員（平成22年3月31日現在において、正会員であった者）に対しては、「CPD取得一覧表（暫定版）」を4月に無料で交付します。ただし、「CPD取得一覧表（暫定版）」記載内容については、次の教育形態のものとします。対象とする教育形態は、農業農村工学会誌購読による自己学習「x」と通信教育「ac」の2教育形態とします。また、会員は、「継続教育記録ノート」によるこの2教育形態の申請が不要で、継続教育部で、これらの自動入力を行います。

② また、新しく機構に参加される「CPD入会手続き」につきましても、従来どおり1ヶ月程度の時間を頂かないと事務処理が終わらない状況あります。

③ 各種の届出様式（「CPD住所変更届」、「CPD勤務先変更届」、「CPD休会届」、「CPD退会届」）は、適時に、確実に、ご提出下さるようお願いします。

④ 通信教育「ac」のCPDポイント評価の変更を、機構評価委員会に諮っておりますことを「ニュースレター第12号」でお知らせしましたが、昨年12月17日の機構評価委員会で原案どおり承認されました。したがいまして、この4月の通信教育に計上されるCPDポイント（学会誌2月号（Vol.78/No.2）に掲載された第53回通信教育問題の解答の評価）から、1ヶ月につき70%正解は1.5CPDポイント、100%正解は2.0CPDポイントとなります。

なお、今後とも会員サービスの向上には、スタッフ一同心がけていますので、技術者継続教育機構へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。